○文部科学省令第十九号

学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百三号）附則第二項の規定に基づき、学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令

学校教育法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第二項の規定により改正令による改正後の学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定による学則の変更の届出とみなされる学則の変更の認可の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める時に届出とみなされるものとする。

一　市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長が行う学則の変更の認可の申請　学則の変更がされた時

二　私立の学校の設置者が行う学則の変更の認可の申請　改正令の施行の時

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十号

文化財保護法第百三十六条ただし書の規定に基づき、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（滅失又はき損の届出を要しない場合） **第四条**　［略］ 一　［略］ 二　道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。） 三・四　［略］	（滅失又はき損の届出を要しない場合） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。） 三・四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第三号

視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十条第一項の規定に基づき、視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

厚生労働大臣　加藤　勝信